

雇用を増やした企業に対する 税制優遇制度が創設されました

事業主の皆さまへ



従業員数の増加 1人あたり **20万円** の税額控除を受けられます

1 税制優遇制度の概要

◇平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度（以下「適用年度」といいます。）※1において、雇用者増加数5人以上（中小企業は2人以上）、雇用増加割合※2 10%以上等の条件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除※3が受けられます。

※1 個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの各暦年

※2 雇用増加割合 = $\frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$

※3 当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度になります



2 税制優遇制度の対象となる事業主の条件

- ◇青色申告書を提出する事業主であること
- ◇適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ◇適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を5人以上（中小企業の場合は2人以上）、かつ、10%以上増加させていること
- ◇適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額※1以上であること
- ◇風俗営業等※2を営む事業主でないこと

※1 比較給与等支給額 = $\frac{\text{前事業年度の給与等の支給額}}{\text{支給額} \times \text{雇用増加割合} \times 30\%}$ + 前事業年度の給与等

※2 風俗営業及び性風俗関連特殊営業



3 事務手続き

1. 事業年度開始後2カ月以内に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画を作成し、ハローワーク※へ提出してください。
→ハローワークが、従業員の新規採用を支援します。
2. 事業年度終了後2カ月以内（個人事業主については3月15日まで）に、ハローワーク※で雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。確認を求めてから返送まで約2週間（4～5月は1カ月程度）を要しますので、確定申告期限に間に合うようご注意ください。
3. 確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。
※事業主の主たる事務所（連結納税制度を適用している法人の場合は、連結親法人の主たる事務所）の所在地を管轄するハローワークを指します。

お問い合わせ先

- 雇用促進計画・作成は、本社・本店を管轄する労働局又はハローワークまで。
- 税額控除制度は、最寄りの税務署まで。